

————— JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価の結果を公表します。

TRIBAY 低圧太陽光グリーンプロジェクトbond信託 信託 ABL に Green 1 を付与

評価対象	:	TRIBAY 低圧太陽光グリーンプロジェクトbond信託 信託 ABL
分類	:	信託 ABL
発行額	:	5.3 億円
信託設定日	:	2021年9月28日
ABL 実行日	:	2021年9月28日
信託期間満了日	:	2041年12月30日
返済方法	:	スケジュール返済
資金使途	:	太陽光発電設備における建設資金等

<グリーンローン評価結果>

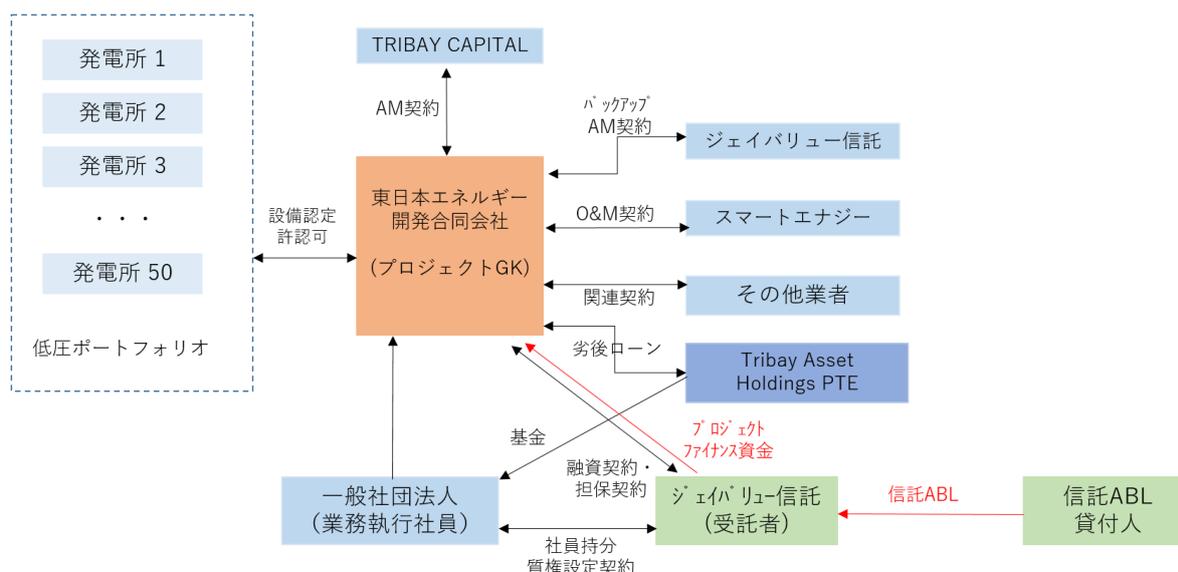
総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第1章: 評価の概要

TRIBAY CAPITAL 株式会社（TRIBAY）は、2014年に設立された投資運用会社。再生可能エネルギーを主として、ブロックチェーン技術、ラグジュアリー/不動産を投資対象としている。再生可能エネルギー事業は、開発・設計から、建設、完成後の管理・運用まで、一貫した業務を行う。再生可能エネルギーの中でも大宗を占める太陽光に関しては、特別高圧案件や低圧案件などを中心に243MW以上の開発・保有実績を有する。

今般の評価対象は、TRIBAY が開発する複数の太陽光発電設備を裏付けにした信託 ABL（本 ABL）である。

[スキーム図]



プロジェクト合同会社（プロジェクト GK）である東日本エネルギー開発合同会社は、Tribay Asset Holdings PTE からの劣後ローン¹およびジェイバリュー信託株式会社からの融資による資金調達を行い、太陽光発電設備にかかるコストを支払う。ジェイバリュー信託からの融資は、信託貸付によって調達した金銭を裏付けとしており、プロジェクト GK への融資を実行する際は、諸契約の締結等を停止条件としている。

融資期間中は、太陽光発電設備の売電収入を原資とし、信託契約によってあらかじめ決められた方法により、投資家への利息の支払いおよび元本の返済が行われる。

上記より、本 ABL によって調達した資金は、プロジェクト GK が運営する予定の太陽光発電設備の建設等開発に必要な資金（建設資金等）を用途とする予定である。JCR は裏付けとなる太陽光発電設備において、TRIBAY の開発における専門部署が太陽光発電設備の概要および建設・運営において想定されるリスクを精査していることを確認した。その結果、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす蓋然性は低く、CO₂ 排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価した。また、本 ABL にかかる資金管理の体制および透明性が高いこと、TRIBAY が環境問題を重要な問題として認識し事業活動を行っていることについても確認した。

以上より、本 ABL について JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金用途）」の評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の評価を“m1”とし、「JCR グリーンローン評価」を“Green1”とした。評価結果については次章で詳述する。本 ABL はグリーンローン原則²およびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン³において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ 一定の条件が成就した後、当該劣後ローンを匿名組合出資へ転換する予定。

² Green Loan Principles 2021 <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

³ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本ABLの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響が社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかを確認する。最後に、資金使途の持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の100%が太陽光発電設備の建設資金等であり、CO₂削減効果が高い。

資金使途はすべて次ページにある太陽光発電設備の建設資金等としての新規投資である。本ABLの発行代わり金は、すみやかに全額がジェイバリュー信託を通じてプロジェクトGKに充当される予定であり、本プロジェクトにかかる契約書より、充当された資金はすべて本発電所の建設等のために使用されることを確認している。本発電所はTRIBAYがアセットマネジャー（AM）となることが予定されている。

プロジェクトGKの保有している太陽光発電設備ポートフォリオ（対象資産）は50件、年間平均発電量は約5,055MWhであり、年間で約2,451t-CO₂のCO₂削減効果が期待される。発電設備は宮城県、福島県、栃木県、群馬県など東北地方と関東地方の一部に点在しており、分散の効いたポートフォリオになっている。

ii. 太陽光発電設備が予定通り稼働する見込みが高い。

対象資産内の各太陽光発電設備は、2021年9月から2022年4月の間に建設が開始され、2022年1月から2022年5月までに商業運転が開始される予定であり、発電設備として稼働の実績はまだ積みあがっていない。しかし、本発電所の建設業者（EPC）、稼働後の運営・管理受託者（O&M）およびAMについては、国内でメガソーラーを含め多数の太陽光発電事業に携わっている経験豊富な企業が行っているため、対象資産に関して予定通りの稼働を見込むことができると判断している。

なお、対象資産の一部は太陽光発電にかかる出力制御が無制限の対象となっているが、JCRでは、当該出力抑制を織り込んでも環境改善効果があることを確認している。

iii. 資金使途は、グリーンローン原則およびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、再生可能エネルギーに該当する。

[資金使途の対象となる発電所一覧]

NO.	案件番号	所在地	発電出力 (kW)*	想定年間発電量 (MWh)**	年間CO ₂ 削減量(t-CO ₂)***
1	0-0069-09TE	栃木県 塩谷郡塩谷町	49.5	108	49.04
2	0-0076-09TE	栃木県 小山市黒本	49.5	108	49.04
3	0-0077-09TE	栃木県 小山市黒本	49.5	108	49.04
4	0-0079-09TE	栃木県 河内郡上三川町大山	49.5	108	49.04
5	0-0103-09TE	栃木県 那須塩原市下田野	49.5	107	48.82
6	0-0105-09TE	栃木県 小山市田間	49.5	108	49.04
7	0-0106-09TE	栃木県 那須郡那須町高久乙	49.5	108	49.04
8	0-0108-08TE	茨城県 龍ヶ崎市大徳町	49.5	108	49.04
9	0-0115-08TE	茨城県 龍ヶ崎市大徳町	49.5	108	49.04
10	0-0116-09TE	栃木県 那須烏山市南大和久	49.5	108	49.04
11	0-0118-10TE	群馬県 安中市安中	49.5	108	49.04
12	0-0119-10TE	群馬県 吾妻郡長野原町	49.5	107	48.82
13	0-0121-12TE	千葉県 市原市能満	49.5	108	49.04
14	0-0130-09TE	栃木県 大田原市佐良土	49.5	108	49.04
15	0-0131-09TE	栃木県 那須郡那須町高久乙	49.5	108	49.04
16	0-0132-09TE	栃木県 那須郡那須町高久乙	49.5	108	49.04
17	0-0133-09TE	栃木県 那須郡那珂川町東戸田	49.5	108	49.04
18	0-0092-07TH	福島県 田村市常葉町西向	49.5	100	53.05
19	0-0095-07TH	福島県 田村市常葉町西向	49.5	100	53.05
20	0-0099-07TH	福島県 いわき市四倉町上岡	49.5	102	53.72
21	0-0102-07TH	福島県 東白川郡矢祭町	49.5	101	53.49
22	0-0111-04TH	宮城県 角田市尾山	49.5	102	53.72
23	0-0112-04TH	宮城県 角田市尾山	49.5	102	53.72
24	0-0113-04TH	宮城県 柴田郡村田町	49.5	100	53.05
25	0-0114-04TH	宮城県 白石市白川小奥	49.5	101	53.49
26	0-0126-04TH	宮城県 角田市岡	49.5	102	53.72
27	0-0134-07TH	福島県 南相馬市	49.5	102	53.72
28	0-0096-07TH	福島県 いわき市小名浜上神白	49.5	102	53.72
29	0-0137-07TH	福島県 南相馬市	49.5	95	50.34
30	0-0015-09TE	栃木県 日光市番掛	49.5	97	44.05
31	0-0018-09TE	栃木県 さくら市徳積	49.5	97	44.25
32	0-0021-09TE	栃木県 那須塩原市洞島	49.5	97	44.25
33	0-0022-09TE	栃木県 日光市川室	49.5	97	44.05
34	0-0056-08TE	茨城県 東茨城郡茨城町	49.5	97	44.25
35	0-0060-08TE	茨城県 東茨城郡茨城町	49.5	97	44.07
36	0-0061-08TE	茨城県 東茨城郡茨城町	49.5	97	44.25
37	0-0063-09TE	栃木県 矢板市成田	49.5	97	44.25
38	0-0104-09TE	栃木県 那須塩原市下厚崎	49.5	97	44.25
39	0-0109-09TE	栃木県 那須烏山市南大和久	49.5	97	44.25
40	0-0045-04TH	宮城県 黒川郡大郷町	49.5	95	50.25
41	0-0047-04TH	宮城県 伊具郡丸森町	49.5	95	50.03
42	0-0052-04TH	宮城県 角田市横倉	49.5	95	50.25
43	0-0054-04TH	宮城県 角田市藤田	49.5	95	50.25
44	0-0058-07TH	福島県 郡山市熱海町安子島	49.5	94	49.62
45	0-0059-04TH	宮城県 白石市小原	49.5	94	49.62
46	0-0090-07TH	福島県 田村市常葉町西向	49.5	94	49.62
47	0-0100-07TH	福島県 いわき市四倉町上岡	49.5	95	50.25
48	0-0101-07TH	福島県 いわき市平上平窪	49.5	95	50.25
49	0-0073-09TE	栃木県 塩谷郡塩谷町	49.5	95	43.15
50	0-0117-10TE	群馬県 吾妻郡東吾妻町	49.5	95	43.29
合計				5,055	2,450.62

* : 出力規模ベースの電力量を記載している。

** : 一定条件のもとでの出力抑制を考慮後の発電量を記載している。

*** : CO₂削減量計算方法=想定年間発電量×調整後排出係数（令和元年度（最新の数値）調整後排出係数は、電気事業者ごと、年度ごとに環境省から数値が発表されている。

b. 環境に対する負の影響について

TRIBAYは太陽光発電設備の開発に際して、①周辺地域のハザードリスクがTRIBAYの予め定める基準以下であること、②使用するパネル、パワーコンディショナ等の仕様を統一することにより、発電設備の標準化を図っている。また、工事における工程も標準化が試みられており、工事に伴うリスクや周辺へのネガティブな影響が低水準に抑えられている。

今般資金使途の対象となる発電設備の中には、土砂災害、河川の氾濫により影響を受けうる場所もあるが、本件ではすべての発電設備が付保対象となっており、被害が発生した場合に備えている。

以上より、JCRは本件において想定される環境への負の影響について特定された上で、適切に手当てされていると評価している。

c. SDGs との整合性について

JCRは、本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMAのSDGsマッピングに照らすと、以下のSDGsの目標およびターゲットに貢献すると判断した。



3 すべての人に健康と福祉を

目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



8 働きがいも経済成長も

目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



11 住み続けられるまちづくりを

目標 11 : 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



13 気候変動に具体的な対策を

目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充度が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準およびそのプロセスの妥当性、ならびに一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

TRIBAYは、再生可能エネルギー事業開発・投資を主業としており、再生可能エネルギー事業を推進することにより、日本政府の掲げる2050年カーボンニュートラル宣言および2030年度までのCO₂排出量を2013年度比46%削減する目標に貢献し、環境負荷低減に努めることとしている。本ABLにより資金を調達し、太陽光発電設備の運営を行うことは、TRIBAYの目標と整合的であると判断される。

b. 選定基準

TRIBAYでは、以下の適格基準を満たす発電設備を開発対象としている。

- 対象設備が日本国内に存在していること。
- 対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること。
- 対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民への事前説明を実施していること。
- プロジェクト用地に関して、一定の基準を満たしていること。
- プロジェクトが20年以上継続して運営されることについて、一定の基準に基づいた検証を行っていること。

JCRでは、上記選定基準は適切であると評価している。

c. プロセス

TRIBAYは、対象資産を含む太陽光発電設備の開発に際して、技術部担当者が開発を推進することに係る評価・選定を行い、代表取締役などから構成される社内評議会が最終決定する。

上述の選定基準、プロセスは、本評価レポートに概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンローンにより調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

なお、グリーンローンにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本 ABL により調達した資金は、全額がジェイバリュー信託からプロジェクト GK への融資に充当される。金銭消費貸借契約により、当該融資は、プロジェクト GK が開発する太陽光発電所の建設等に必要資金に充当される予定であり、本 ABL の実行後すみやかにプロジェクト GK に対し実行され、プロジェクト GK は、融資契約により予め定められた条件を満たした場合に複数回に分けてエスクロー口座より引き出すことができる約定となっている。これより、未充当資金は発生しないと考えられるため、未充当資金の管理方法を定める必要はない。

また、本 ABL により調達した資金は、実質的にプロジェクト GK が保有している発電設備の建設資金等に充当されていることについて、信託契約書および融資契約において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

本 ABL が実行され、発行代わり金がプロジェクト GK に貸し付けられるまでの取引は、諸契約書で明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

対象資産内における太陽光発電設備の建設の不備等により、太陽光発電設備の一部が資金使途の対象から外れる場合、プロジェクト GK が借り入れている融資は期限前返済され、当該返済金を原資として本 ABL も返済される。このため、期中においても未充当資金は発生しない。

これより、JCR は本 ABL にかかる資金管理体制の妥当性および透明性は高いものと評価した。

3. レポーティング

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローン実行前後の投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

前項で確認した通り、本 ABL による調達した資金は、全額がプロジェクト GK への貸し付けを通じて対象資産の建設資金等に充当されるため、未充当資金に係る期中のレポーティングは現在のところ想定されない。なお、対象資産内における太陽光発電設備の建設の不備などの理由により融資が実行されない場合には、本 ABL は期限前に部分的に返済される旨が諸契約書に定められている。これより、本 ABL が全額返済される前に未充当資金は発生しないものと考えられる。

当状況に関しても投資家に対して、適切に開示されることが予想される。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

対象資産を構成する太陽光発電設備の概要は本レポートの評価フェーズ 1 の資金使途一覧に示している。対象資産により期待される環境改善効果に関して、TRIBAY は、受託者であるジェイバリュウ信託が投資家に対して配布する報告書において、所定の計算方法により発電量の理論値を用いて算出される CO₂ 排出削減量について、定期的な開示を行う予定である。

以上より、JCR は資金の充当状況および環境改善効果に係るレポートがいずれも適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、借入人の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

TRIBAY は、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー事業への投資を主としており、開発・設計の上流から、建設、完成後の管理・運用の下流まで、一貫した業務を行うことができる体制を整えている。

今までの実績としては、太陽光発電設備の発電出力が 2,000kW 以上の特別高圧に区分される事業を多く手掛けてきた。一方、現在は出力が 50kW 未満の低圧に区分される事業を集中的に手掛けている。特別高圧および低圧案件は、出力が 50kW 以上 2,000kW 未満である高圧案件と比べると稼働済みの容量が少なく、TRIBAY の専門的知見を生かしたソーシングおよび安定的なリターンが期待され、開発が進められてきた。

特に、今般対象資産にもなっている低圧の太陽光発電については、各発電所の定格容量、ハザード等に関して許容できるリスク量、パネルやパワーコンディショナなど採用する機器、関与する事業者などを固定することによって発電所の標準化を行っている。そのため、安定的に運営することができ、発電所の件数がかさむことによるコストを効率的に低減することで、リターンを得る仕組みを構築している。TRIBAY は、このように実績を積み上げていくことで、再生可能エネルギーによる発電量を増やし、日本政府の掲げる 2050 年カーボンニュートラル宣言や、2030 年度までの CO₂ 排出量を 2013 年度比 46% 削減する目標に貢献していくことが重要であると考えている。

太陽光発電設備に関しては、技術的な知見を持った専門家を多数有しており、また稼働中の案件等を通じて、EPC 業者や O&M 業者など、外部にも優れた専門的知見および実績のあるネットワークを有している。

以上より、JCR は、太陽光発電設備の開発・運営を主な業務とする TRIBAY が、環境問題を重要な課題であると認識し、自社の業務を通じて具体的な取り組みを推進していると評価した。

■評価結果

本 ABL について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金用途）」の評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の評価を“m1”とし、「JCR グリーンローン評価」を“Green1”とした。本 ABL はグリーンローン原則およびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

【新規】

対象	実行額	ABL 実行日	信託期間終了日	評価
信託 ABL	5.3 億円	2021 年 9 月 28 日	2041 年 12 月 30 日	JCR グリーンローン評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 菊池 理恵子・山内 崇裕

本件グリーンローン評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンローン評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンローン評価は、評価対象であるグリーンローンの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンローンで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンローン評価は、グリーンローンの借入計画時点または借入時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は、グリーンローンが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンローンの実行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンローン評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンローン評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンローン評価は、評価の対象であるグリーンローンにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンローン評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンローン評価：グリーンローンの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル